# 神奈川県県税条例施行規則の一部を改正する規則の概要

令和5年9月税制企画課

### 1 改正の理由

令和4年度税制改正に伴う地方税法の一部改正により、ガス供給業に対する 法人事業税の課税方式が見直されたこと等に伴い、所要の改正を行った。

## 2 改正の内容

(1) 特定ガス供給業に係る新たな課税方式の創設に伴う改正

令和4年度税制改正により、特定ガス供給業(導管部分の法的分離の対象となる法人等が行うガス製造・小売事業)に係る法人事業税について新たな課税方式が創設されたことに伴い、「課税標準額又は事業税額を更正し又は決定した場合に用いる更正(決定)通知書」等の様式について、所要の改正を行った。(第62号様式及び第63号様式関係)

## (2) その他の改正

ア 個人の県民税の特例措置期間満了に伴う報告様式の削除

平成29年度税制改正において、県費負担教職員制度の見直しによる県から政令市への税源移譲が行われたことに伴い、平成30年度から令和4年度において政令市が県に払い込む個人の県民税に係る徴収金を算定する際に用いる按分率について、特例措置が講じられていたが、当該措置期間の満了に伴い、関係規定の削除を行った。(附則第31項から第33項まで及び附則第4号様式から附則第6号様式まで関係)

イ 用語の整理 (第63号様式及び第65号様式関係)

## 3 施行期日

令和5年10月1日。ただし、2(2)については、公布の日。